

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月13日発行

Vol.391

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



TEPCO

東京電力ホールディングス
福島復興本社

住居確保にかかる費用(持ち家)の 賠償における賠償上限金額の 見直しについて

2月12日

当社は、これまで当社事故発生時点で持ち家にお住まいであった方に対する住居確保にかかる費用の賠償として、移住先住居の再取得費用および帰還先住居の建替え・修繕費用のうち、必要かつ合理的な追加的費用を賠償上限金額の範囲内でお支払いしております。

このたび、本年1月25日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において移住先標準宅地単価が見直されたことを踏まえ、以下のとおり、賠償上限金額を見直しさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。



詳しくは、
10ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市-----	2
浪江町 -----	5
双葉町 -----	8

●NEXCO東日本

・常磐自動車道 「大熊インターチェンジ」が 3月31日(日)に開通します -----	9
--	---

●東京電力ホールディングス

・住居確保にかかる費用(持ち家)の 賠償における賠償上限金額の 見直しについて-----	10
--	----

●交流ルームひばり通信

・2月・3月の「ひばり」-----	12
-------------------	----



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

南相馬市東日本大震災追悼式

2月10日HP更新

平成23年3月11日の東日本大震災により犠牲となられた方々に対し、8年を迎えるこの日に哀悼の意を捧げるとともに市の復興と創造を誓うため、南相馬市東日本大震災追悼式を開催します。

日時

3月11日(月)

受付 午後1時15分(大ホールへの入場)

開始 午後2時20分

終了 午後3時45分(予定)

場所

南相馬市民文化会館「ゆめはっと」 大ホール

内容

開式の辞

市民歌斉唱

市長式辞

国追悼式の中継(予定)

追悼の辞

御遺族代表のこトバ

主催者、来賓、遺族全員による献花

閉式の辞



昨年の追悼式の様子

その他

- ご遺族の代表の方には案内状を送付していますが、案内状に関わらずどなたでもご参列いただけます。
- 一般参列者の方のためにゆめはっとロビーに記帳所を設けます。
- 献花用の生花は市で用意します。
- 御供花、御供物などは辞退いたします。
- 平服でお越しください。
- 駐車場は、ゆめはっと西側(旧文化センター跡)駐車場および原町保健センター駐車場をご利用ください。
- 当日の午後2時46分には、お亡くなりになられた方の冥福を祈り、サイレンを鳴らします。

問い合わせ

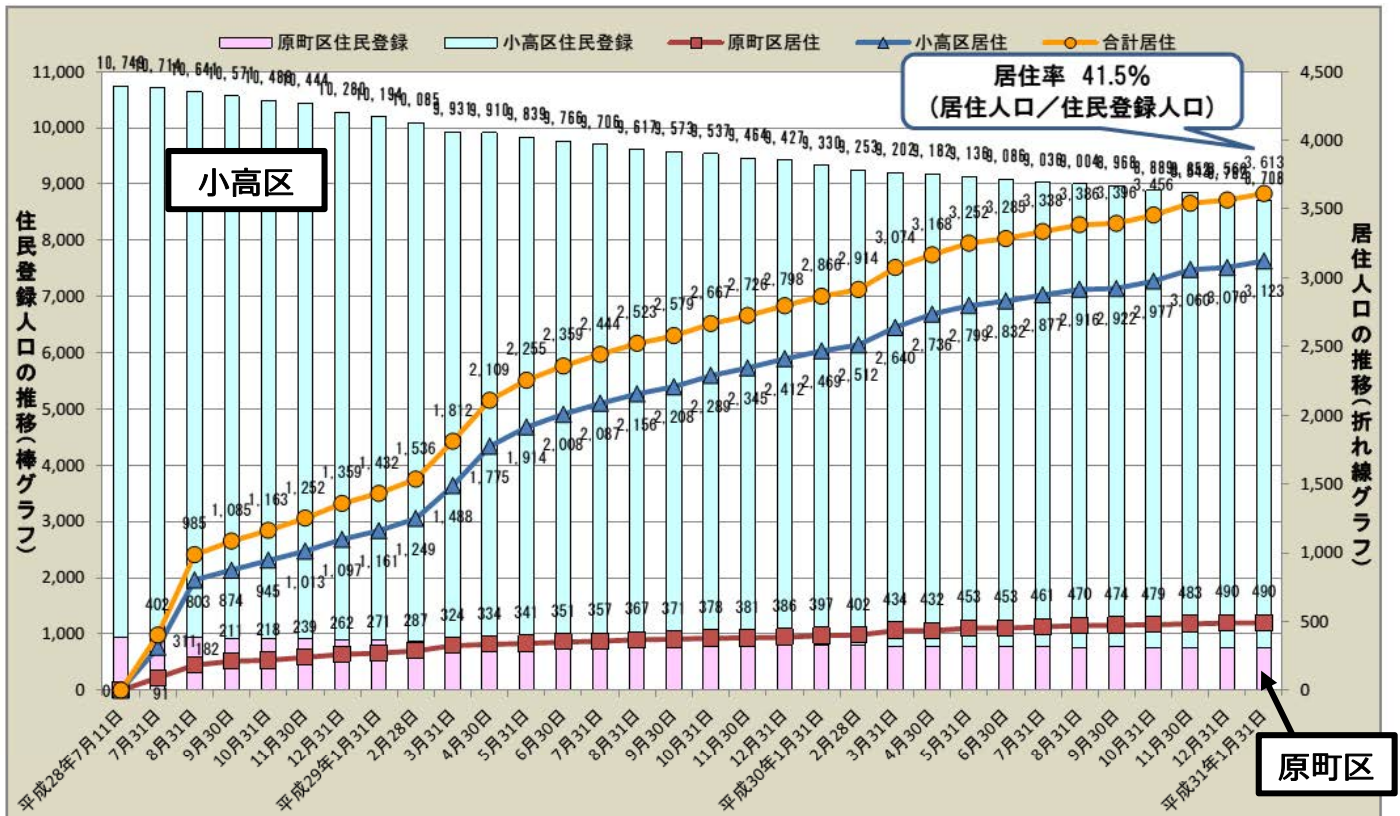
健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5243

旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移

1月31日現在

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、平成31年1月31日現在で3,613人となり、同区域内の住民登録人口(8,708人)に占める居住率は41.5パーセントになりました。



小高区					平成28年	7月11日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
					住民登録	9,799	9,776	9,711	9,652	9,582	9,530	9,395
					居住	0	311	803	874	945	1,013	1,097
平成29年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	9,309	9,218	9,079	9,066	8,998	8,928	8,871	8,799	8,756	8,723	8,659	8,624
居住	1,161	1,249	1,488	1,775	1,914	2,008	2,087	2,156	2,208	2,289	2,345	2,412
平成30年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	8,531	8,461	8,412	8,406	8,361	8,313	8,263	8,239	8,200	8,129	8,097	8,033
居住	2,469	2,512	2,640	2,736	2,799	2,832	2,877	2,916	2,922	2,977	3,060	3,076
平成31年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	7,966											
居住	3,123											
原町区 (旧避難指示区域)					平成28年	7月11日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
					住民登録	950	938	930	919	906	914	885
					居住	0	91	182	211	218	239	262
平成29年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	885	867	852	844	841	838	835	818	817	814	805	803
居住	271	287	324	334	341	351	357	367	371	378	381	386
平成30年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	799	792	790	776	775	773	773	765	768	760	755	749
居住	397	402	434	432	453	453	461	470	474	479	483	490
平成31年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	742											
居住	490											

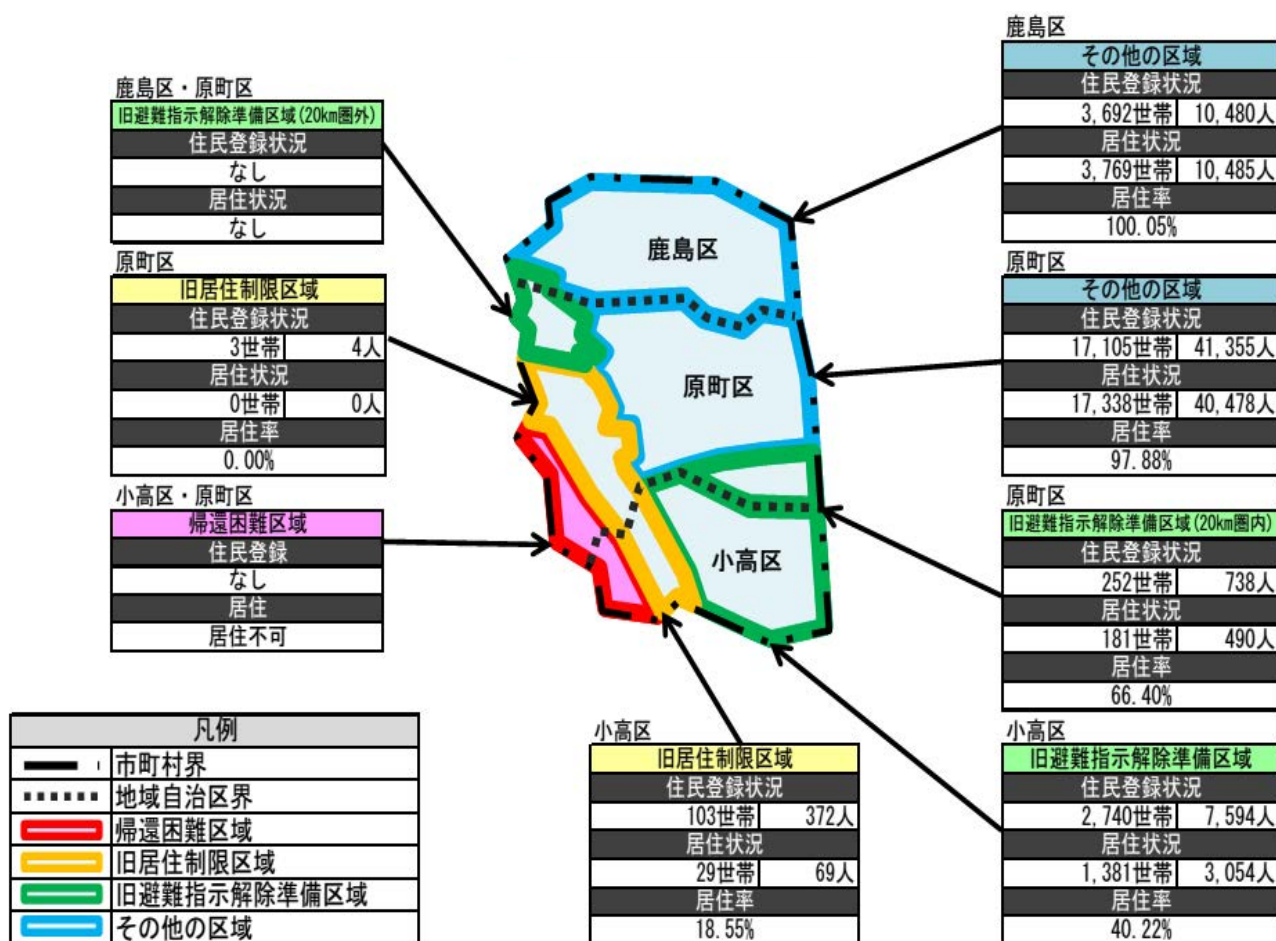
問い合わせ

復興企画部 被災者支援・定住推進課

TEL 0244-24-5223

避難指示区域別の世帯数と人口

1月31日現在



問い合わせ

復興企画部 被災者支援・定住推進課

TEL 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [2/13～2/20]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. はしご乗り奉納～若鷺がつなぐ伝統の技～ [22分]
3. WELCOME PARTY in 南相馬[6分]
4. これからつくる私たちの未来のために
～南相馬市復興総合計画 後期基本計画(素案)市民説明会～ [24分]
5. 平成30年 南相馬市議会 第4回12月定例会放送日程のお知らせ [3分]
6. リクエストアワーのお知らせ [3分]





浪江町からののお知らせ

国民健康保険の医療費一部負担金の免除延長のお知らせ

2月7日HP更新

国民健康保険の医療費一部負担金の免除期間が、平成31年7月31日まで延長されます。

新しい免除証明書は2月下旬に発送します。

3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

・国民健康保険の免除証明書・・・オレンジ色のカード型

対象者および免除期間

免除対象者	免除期間
避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	平成31年3月1日～7月31日
旧居住制限区域の方 旧避難指示解除準備区域の方 旧緊急時避難準備区域の方 旧特定避難勧奨地点の方	平成31年3月1日～7月31日 同じ世帯の国民健康保険加入者全員の平成29年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は、免除対象外となります。（※1）

（※1）世帯内に未申告者がいる場合、所得確認ができないため、免除対象外となります。

- 免除期間内であっても、世帯内の国民健康保険被保険者の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更などにより免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 新規転入者のうち、他市町村で国民健康保険の免除を受けていた方は、免除対象となる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

【注意事項】

- 町国民健康保険以外の健康保険に加入の方は、勤務先か保険証に書かれている保険者にお問い合わせください。
- なお、町国民健康保険以外の保険に加入している方で、今回、免除証明書が届いた方は、国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できません。必ず、国民健康保険脱退手続きをしてください。
使用した場合、かかった医療費（10割）を返還していただくことになりますのでご注意ください。
- 入院時食事療養費の標準負担額や接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しています。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

後期高齢者医療保険の医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ

2月7日HP更新

後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、平成31年7月31日まで延長されます。

新しい免除証明書は2月下旬に発送します。

3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

・後期高齢者医療保険の免除証明書・・・ピンク色のA4型

対象者および免除期間

免除対象者	免除期間
避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	平成31年3月1日～7月31日
旧居住制限区域の方 旧避難指示解除準備区域の方 旧緊急時避難準備区域の方 旧特定避難勧奨地点の方	平成31年3月1日～7月31日 同じ世帯の後期高齢者医療保険被保険者の平成29年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は、免除対象外となります。

- 免除期間内であっても、世帯内の後期高齢者医療保険者加入者の異動や、所得の変更などにより免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 新規転入者のうち、他市町村で後期高齢者医療保険の免除を受けていた方は、免除対象となる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

介護サービスの利用者負担の減免期間延長のお知らせ

2月7日HP更新

介護サービスの利用者負担の減免措置は、引き続き延長されます。

延長期間：平成31年3月1日～7月31日

新しい「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」は対象となる方に2月中に郵送します。手元に届かない方はお手数ですが介護係までお問い合わせください。

なお、以下に該当する方は対象外となります。

- ・ 帰還困難区域以外の上位所得層の方
(上位所得層とは被保険者個人の平成29年中における合計所得金額が633万円以上)
- ・ 住民税未申告の方
- ・ 被災証明書を持たない新規転入者

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226

浪江町民の避難状況（平成31年1月31日現在）

【都道府県別】（福島県外）

【福島県内市町村別】

都道府県	人 数	都道府県	人 数	都道府県	人 数	市町村	人 数	市町村	人 数	市町村	人 数
北海道	55	長野県	55	愛媛県	9	福島市	2,648	天栄村	1	古殿町	1
青森県	48	岐阜県	16	高知県	5	会津若松市	204	下郷町	4	三春町	72
岩手県	37	静岡県	52	福岡県	19	郡山市	1,804	南会津町	7	小野町	12
宮城県	900	愛知県	41	佐賀県	4	いわき市	3,256	北塩原村	2	広野町	44
秋田県	47	三重県	7	長崎県	10	白河市	242	西会津町	2	檜葉町	17
山形県	133	滋賀県	6	熊本県	6	須賀川市	150	磐梯町	4	富岡町	7
茨城県	998	京都府	33	大分県	5	喜多方市	24	猪苗代町	26	川内村	4
栃木県	479	大阪府	65	宮崎県	10	相馬市	461	会津坂下町	19	浪江町	639
群馬県	139	兵庫県	20	鹿児島県	7	二本松市	1,115	金山町	1	葛尾村	5
埼玉県	670	奈良県	5	沖縄県	14	田村市	75	会津美里町	9	新地町	81
千葉県	573	和歌山県	-	国外	11	南相馬市	2,072	西郷村	150	飯舘村	1
東京都	842	鳥取県	-	合計	6,222	伊達市	115	泉崎村	5	その他	2
神奈川県	415	島根県	6	(前月 6,233)		本宮市	504	中島村	1	合計	14,270
新潟県	349	岡山県	20			桑折町	150	矢吹町	33	(前月 14,276)	
富山県	16	広島県	10			国見町	27	棚倉町	6	避難者総数	
石川県	27	山口県	1			川俣町	67	塙町	2		
福井県	10	徳島県	1			大玉村	185	石川町	5	20,492	
山梨県	41	香川県	5			鏡石町	8	玉川村	1	(前月 20,509)	



県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人 数	市町村	人 数	市町村	人 数
新潟市	1,056	燕市	62	聖籠町	7
長岡市	224	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	78	妙高市	6	田上町	-
柏崎市	582	五泉市	22	阿賀町	-
新発田市	165	上越市	46	出雲崎町	1
小千谷市	17	阿賀野市	31	湯沢町	11
加茂市	9	佐渡市	29	津南町	-
十日町市	19	魚沼市	6	刈羽村	36
見附市	16	南魚沼市	11	関川村	-
村上市	75	胎内市	46	粟島浦村	-
		合計	2,565		

(12/31 2,585)

1月31日現在

区 分	人 数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	53
2 借上げ仮設住宅	238
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	2,274
1+2+3（市町村把握分）	2,565
4 病院	0
5 社会福祉施設	13
合計	2,578

(12/31 2,598)

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策室

TEL 025-282-1732



双葉町からのお知らせ

医療費一部負担金等免除期間の延長について

2月7日HP更新

【双葉町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方】

医療費一部負担金等の免除期間が、平成32年2月29日まで 1年間延長されます。
免除証明書の発送は、2月20日頃を予定しています。

医療機関で一部負担金の免除を受けるためには、窓口で一部負担金免除証明書の提示が必要です。被災証明書を提示して一部負担金の免除を受けることはできません。

※ 社会保険等の医療保険に加入の方の医療費一部負担金等の免除については、加入の社会保険等の保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

町政懇談会を開催しました（平成30年10月11日～11月17日）

2月5日HP更新

町政全般について町民の皆さまの率直なご意見やご要望などをお伺いし、今後の町政に反映させることを目的として、平成30年10月11日から11月17日の期間、福島県内外11会場で町政懇談会を開催しました。

町からの説明

- 双葉町の教育行政について
- 避難指示解除に関する考え方(素案)について
- 双葉町特定復興再生拠点区域の除染・建物解体について
- 平成30年度住民意向調査について
- その他町政全般について

※各会場での町政懇談会の議事録は町ホームページでご覧いただけます。

**11月4日柏崎市の文化会館アルフォーレで開催された
町政懇談会の議事録を添付しましたのでご覧ください。**

※双葉町の世帯のみ

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

E6 常磐自動車道『大熊インターチェンジ』が 3月31日(日)午後3時に開通します

2月12日

大熊町

東日本高速道路株式会社
東北支社いわき工事事務所

この度、大熊町およびNEXCO東日本いわき工事事務所（福島県いわき市）が整備を進めてきた **E6** 常磐自動車道 大熊インターチェンジが3月31日(日)午後3時に開通することになりましたので、お知らせします。

大熊ICは、追加ICとして常磐富岡ICから浪江IC間に位置し、【1】復興への支援、【2】緊急時における避難路の確保、【3】除染・中間貯蔵施設事業の加速、【4】福島第一原発事故に伴う廃炉作業の進展、【5】消防・救急等に係る緊急車両による広域活動迅速性の確保が期待されます。

■開通箇所

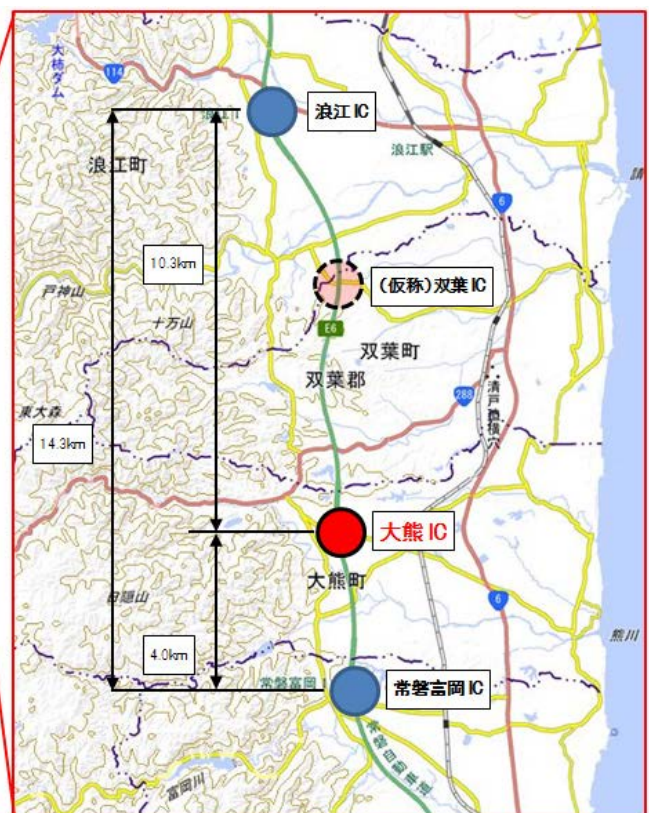
常磐自動車道 大熊IC(大熊町大字野上)（常磐富岡IC～浪江IC間）

■開通日時

3月31日(日)午後3時



常磐自動車道 大熊ICは、
常磐富岡ICから北に4.0km、
浪江ICから南側に10.3kmの距離に
位置します。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償における 賠償上限金額の見直しについて

2月12日

当社は、これまで当社事故発生時点で持ち家にお住まいであった方に対する住居確保にかかる費用の賠償として、移住先住居の再取得費用および帰還先住居の建替え・修繕費用のうち、必要かつ合理的な追加的費用を賠償上限金額※1の範囲内でお支払いしております。

(2014年4月30日、2016年2月18日、2017年2月13日お知らせ済み)

このたび、本年1月25日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において移住先標準宅地単価が見直されたことを踏まえ、以下のとおり、賠償上限金額を見直しさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

1. 見直しの対象となるご請求者さま

当社事故発生時点にお住まいであった住所と同一所在に、宅地または借地権のいずれかを所有・設定されている方のうち、原子力損害賠償紛争審査会で移住先標準宅地単価の見直された本年1月25日(以下「基準日」)以降、住居確保にかかる費用の賠償において、「移住先住居の再取得費用」を新規にご請求される方を対象とさせていただきます。

なお、すでに「移住先住居の再取得費用」をご請求いただいている場合でも、基準日時点において、「確定賠償※2」の金額が、見直し前の賠償上限金額に達していない方につきましては見直しの対象とさせていただきます。

2. 見直し内容

本年1月25日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、移住先標準宅地単価が43,000円/㎡から45,000円/㎡に見直しされたことに伴い、賠償上限金額における宅地・借地権の再取得費用について見直しさせていただきます。

3. 取扱い見直しの適用時点

基準日以降にご請求された際に適用させていただきます。

4. その他

上記「1. 対象となるご請求者さま」につきましては、順次変更内容に関するダイレクトメールをお送りさせていただきます。また、各ご請求者さまにおける今回の移住先標準宅地単価の見直しによる具体的な賠償上限金額につきましては、お取り寄せいただくご請求書類にてお知らせいたします。

※1

賠償上限金額は、「宅地・建物・借地権」の賠償金額に、「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」において示された算定方法により対象資産ごとに算定した金額を加算して設定させていただいております。

なお、原子力損害賠償紛争審査会における移住先標準宅地単価の見直しにあわせて、賠償上限金額は都度見直されております。

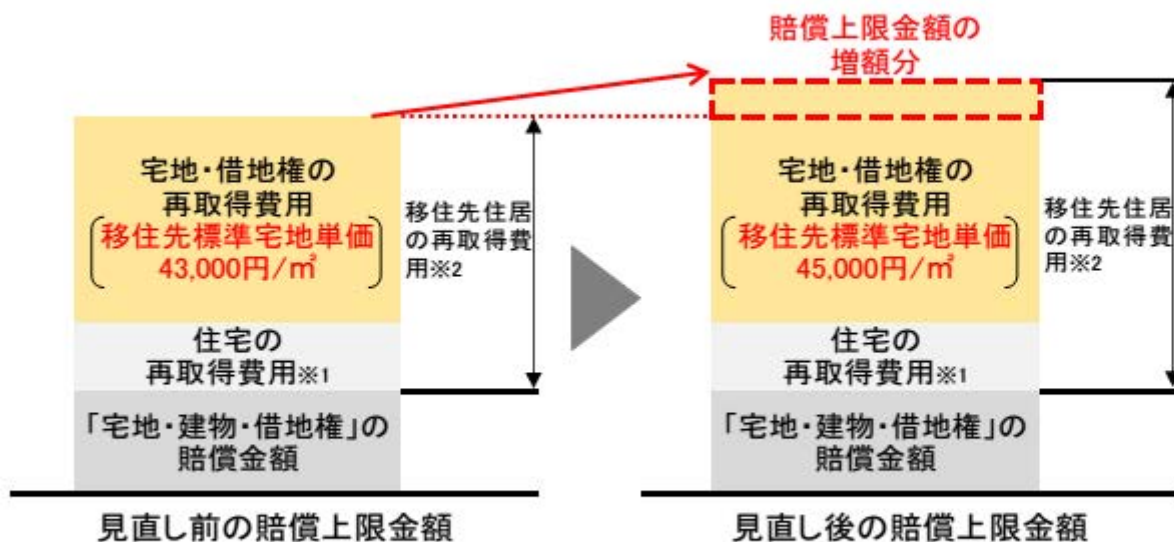
次ページへ続きます 

※2

確定賠償は、費用が実際に発生した後に領収書等をご提出いただき、賠償金をお支払いさせていただくご請求方法です。

<参考>

【見直し内容イメージ】



※1 住宅の再取得費用の算定式は以下のとおり

住宅の再取得費用 = (算定対象資産の想定新築価格 - 算定対象資産の時価相当額) × 75%
+ 住宅の再取得にかかる諸費用

※2 住居確保にかかる費用（持ち家）の賠償において「移住」をご選択されたご請求者さまについては、ご請求いただいた金額がすでにお支払いさせていただいている宅地・建物・借地権の賠償金額を超えた場合に、超過分を「移住先住居の再取得費用」の範囲内で賠償させていただきます。

【宅地・借地権の再取得費用の算定式】

$$\text{宅地・借地権の再取得費用} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{従前の} \\ \text{宅地面積} \\ \text{(上限 250 m}^2\text{)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{移住先標準} \\ \text{宅地単価} \\ \text{43,000 円/m}^2 \\ \downarrow \\ \text{45,000 円/m}^2 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{従前の} \\ \text{宅地面積} \\ \text{(上限 400 m}^2\text{)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{従前の} \\ \text{宅地単価} \end{array} \right) \times 100\% \text{※3※4} \right) + \text{宅地・借地権の再取得にかかる諸費用※5}$$

※3 「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針 第四次追補」にもとづき、移住を余儀なくされた区域以外にお住まいであった方で移住先住居の再取得費用をご請求いただく方は、75%を乗じて算定させていただきます。

※4 借地権をご請求いただいた方は、借地権割合をさらに乗じて算定させていただきます。

※5 宅地・借地権の再取得にかかる諸費用も変更の対象となります。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎ 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

2月・3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				2/14	15	16
				ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
17	18	19	20	21	22	23
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
24	25	26	27	28	3/1	2
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2019.2.13現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	20	48
原町区	4	7
南相馬市 計	24	55
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合 計	32	78